

白老町立国民健康保険病院改築事業
設計施工一括発注に伴う公募型プロポーザル

実施要領

令和3年8月3日

白 老 町

目 次

はじめに	1
1. 告示日	1
2. 発注者及び支援者、事業者	
(1) 発注者	1
(2) 発注支援者	1
(3) 事業者	2
3. 事業概要等	
(1) 事業名	2
(2) 建設場所	2
(3) 法的規制等	2
(4) 整備対象施設	3
(5) 要求水準	3
(6) 対象業務	3
(7) 事業方式	4
(8) 遵守すべき法律等	4
(9) 事業期間	4
(10) 参考価格	4
(11) その他	4
4. 参加資格要件等	
(1) 参加者の構成等	5
(2) 参加者に共通する参加資格	5
(3) 設計業務にあたる者の参加資格要件	6
(4) 工事監理業務にあたる者の参加資格要件	8
(5) 施工業務にあたる者の参加資格要件	8
(6) 統括責任者の資格要件	9
(7) 失格条件	9

5. 最適提案者の決定等の手続き

(1) 公告から契約締結までのスケジュール	10
(2) 決定の手続きと審査及び評価体制	10
(3) 実施要領等の配布	11
(4) 実施要領等に関する質問	11
(5) 参加表明書の作成及び提出方法	11
(6) 参加資格確認（一次審査）結果の通知	12
(7) 説明会と現地視察の実施	13
(8) 技術提案書に関する質問	13
(9) 提案内容項目についての対話申込書等の作成及び提出方法	13
(10) 技術提案書の作成及び提出方法	14
(11) 町内企業への発注に関する提案	17
(12) 技術提案評価（二次審査）の実施及び結果の通知	17

6. 契約等に関する事項

(1) 提案事業費	19
(2) 基本協定の締結	19
(3) 設計業務委託契約の締結	19
(4) 価格等の交渉	19
(5) 工事請負契約の締結	19
(6) 契約保証金の納付等	20
(7) 技術提案の責任の所在	20
(8) 技術提案が達成されなかったときの取扱い	20
(9) 契約書類等の作成	20
(10) 支払い条件	20

7. その他

(1) 費用負担等	20
(2) 提出された書類の取扱い	20
(3) 契約内容の公表	21
(4) 無効・失格要件	21

巻末添付1 主要業務分担表	22
---------------	----

はじめに

老朽化著しい白老町立国民健康保険病院の改築事業（以下、「本事業」という。）は、かねてより本町における重要課題としてこれまで熟慮を重ねながら、町民の声や議会との様々な観点からの議論を踏まえ、10年もの歳月を経て本事業の骨子となる改築基本計画の成案化を果たし、この度、本事業着手の第一歩を踏み出すものである。

「白老町立国民健康保険病院改築事業設計施工一括発注に伴う公募型プロポーザル実施要領」（以下、「本要領」という。）は、これまでの議論の集大成として、将来の人口減少・少子高齢化を見据えながら、東胆振医療圏域における本町での基幹的役割を永続的に担い、患者への快適・安全な医療の提供とサービスの向上を果たすとともに、懸念される津波への対策を講じることで町民の安全安心を確保し、「良質」で「ローコスト」な病院づくりを目指すことを目的に、民間事業者の実績と経験から生まれる豊富で確かな知識と高い技術力を最大限発揮し、町・病院・地域と町民それぞれの思いに真摯に向き合う最適提案者を選定するため、公募によるプロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）による参加要件のほか、手続き等について必要な事項を定めるものである。

1. 告示日 令和3年8月3日（火）

2. 発注者及び支援者、事業者

(1) 発注者 白老町

政策推進課 都市企画グループ（事務局）

住所 〒059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号

電話 (0144) 82-8213 FAX (0144) 82-4391

E-mail: toshi-k@town.shiraoi.hokkaido.jp

(2) 発注支援者

認定NPO法人 健康都市活動支援機構

住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル8階（827号室）

電話 (03) 3287-0351

E-mail: kizawa@ngo-hcso.org

※本事業に係る病院改築支援業務を認定NPO法人 健康都市活動支援機構（以下「機構」という。）に委託している。本プロポーザルに関し、本町からの指示に基づいて機構から助言、指示等が行われた場合は、これを本町によるものとして対応すること。

(3) 事業者

本プロポーザルにおいて、設計・施工一括業務の受託者を選出する。選出された設計者・施工者のことを「事業者」という。

3. 事業概要等

(1) 事業名 白老町立国民健康保険病院改築事業

(2) 建設場所

- ① 住 所 地 北海道白老郡白老町日の出町3丁目1番1号
- ② 敷地面積 17,464 m² (東側に一部国有地の借地 423.9 m²を含む)
南側道路向いの医師住宅6棟の敷地も病院敷地である。
- ③ 隣接敷地 北側道路との間にある国有地(無番地、写真の網掛け上部の植栽のエリア)は取得予定であり、計画敷地として含めること。
ただし、当地については測量図がなく、敷地図等から距離と面積を推測すること。また、当地の測量等は事業者が実施すること。



(3) 法的規制等

区域区分：市街化区域 用途地域：第1種住居地域
建蔽率：法定60% 容積率：法定200%
地域地区：建築基準法第22条区域

(4) 整備対象施設

整備対象施設は、以下のものとする。

- ① 新病院の建設工事
 - ・津波対策（最大浸水深想定*4m未満）としてピロティを設け、主入口を含めて病院の建物の主要部分は2階以上に設けること。※最大浸水深とは、GLからの津波の高さを示す。
 - ・新病院を地域住民の津波一時避難施設として位置付けることを想定している。
 - ・2階以上の延床面積は4,100㎡＋5%以内とすること。
 - ・1階入口は徒歩での来院者、職員、物品搬入などの最小限の機能とする。
 - ・ピロティ部分は当面は駐車場とするが、将来の活用を見据え柔軟性に配慮すること。
 - ・2階まで車路、歩道を設け、一般乗用車、送迎車、タクシー及び救急車が寄り付ける形とすること。
- ② 既存病院及び医師住宅の解体工事
- ③ 外構工事（ピロティ駐車場を含め160台以上を想定。既存樹木等を活用しながら、緑との調和に配慮した敷地整備とすること）

(5) 要求水準

本事業の実施に係る要求水準は、「白老町立国民健康保険病院改築事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）」による。これは、本事業を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、本町が本事業に求める内容及び品質を満たすべき最低限の水準である。要求水準書については後日配付する。

(6) 対象業務

本事業のうち、次に掲げる業務を行うこと。主要な業務範囲は「巻末添付1 主要業務分担表」で示すとともに、詳細については要求水準書を参照のこと。

- ① 設計業務（調査、基本設計、実施設計）
- ② 工事監理業務
- ③ 新病院建設業務
- ④ 解体工事業務
- ⑤ 外構工事業務

(7) 事業方式

本事業は公募型プロポーザル方式により、設計施工一括発注の最適提案者を選定し、その事業者と基本協定を交わした後、業務別に契約を締結しながら、事業を遂行する方式を採用する。

(8) 遵守すべき法律等

業務実施にあたっては、契約図書、医療法、放射線障害防止法、電波法、建設業法、都市計画法、景観法、土壌汚染対策法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、労働安全衛生法、特許法、北海道福祉のまちづくり条例、その他関連法令を遵守すること。詳細については要求水準書を参照のこと。

(9) 事業期間

① 本事業期間

契約日の翌日から令和7年9月30日を最終期限の予定とする。

② 業務別の事業期間

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (ア) 基本設計・実施設計業務 | 令和5年2月28日まで(目安) |
| (イ) 工事監理業務 | 令和7年9月30日まで(目安) |
| (ウ) 新病院建設業務 | 令和6年3月31日まで(目安) |
| (エ) 解体・外構工事業務 | 令和7年9月30日まで(目安) |
- ※ 新病院の開院は、令和6年5月GW明けを予定している。

(10) 参考価格

26億5000万円（消費税を含む）

※ 参考価格は本事業の目安となる価格である。

(11) その他

① 近隣の地域住民への配慮

- (ア) 関係法令等を遵守し、近隣への騒音、振動及び塵埃等の影響を最小限にするよう、事前調査のうえ対策を講じること。
- (イ) やむを得ない理由で、補償問題等が生じた場合には、白老町及び事業者が協力して解決にあたり、本事業の円滑な実施に努めること。
- (ウ) 工事の施工に伴い、周辺の施設等に損傷を与えた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、事業者自らの負担により現況復旧すること。

② 地域経済の振興への寄与

本事業は、町民の健康と医療を支えることを主たる目的とするが、町発注の建設事業等であることから、町内経済の振興にも十分配慮すること。

4. 参加資格要件等

(1) 参加者の構成等

① 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。

ただし、参加者は「(2) 参加者に共通する参加資格」及び「(3)～(6) 業務別の参加資格」に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 単独企業

(イ) JVでの参加の場合、設計業務でのJVは建築設計・構造設計・設備設計の3社までを可能とし、施工業務の構成員数は3社以内とする。

ただし、単独企業又はJVであることを1次審査及び2次審査の評価対象とはしない。

(ウ) 同一企業が「単独企業」、「JVの構成員」として本プロポーザルに参加しないこと。

(エ) 施工業務の各構成員の出資比率は、原則として均等割の10分の6以上とする。ただし、設計事務所の最低出資比率と構成員の制限は設けない。また、JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つ者であることから最大出資比率の構成員とする。

(2) 参加者に共通する参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とする。

② 本町の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿において、設計業者は「建築設計」を、施工業者は「建築一式」の営業項目に登録された者であること。ただし、白老町競争入札参加資格者名簿に未登録である者が、参加表明書の提出日において、該当業務に係る営業項目の登録を終えている場合はこの限りではない。

③ 参加表明書の提出日から基本協定書締結までの期間に、北海道又は白老町の入札参加資格停止措置の対象になっていないこと。

- ④ 提案者の構成員のいずれかが、他の提案者の構成員でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、北海道発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑥ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、参加表明書の提出期限の直近2年間（エ及びオについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ 国民年金
 - エ 労働者災害補償保険
 - オ 雇用保険
- ※ 各保険料のうちエ及びオについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がないこと。(分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。)
- ⑦ 次に掲げる任意保険に加入していること。
 - カ 設計賠償責任保険
 - キ 建設業工事賠償責任保険

(3) 設計業務にあたる者の参加資格要件

- ① 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成18年度以後、日本国内において、一般病床50床以上の病院の新築工事の設計業務の完了した実績を2件以上有すること。
- ③ 管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - i) 一級建築士の資格を有すること。
 - ii) 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - iii) 平成18年度以後、日本国内において、単独又は企業体の管理技術者として、一般病床50床以上の病院の新築工事の実設計業務の完了した実績を2件以上有すること(うち1件は寒冷地^{*}(省エネ地域区分1~3)の病院)又は意匠担当主任技術者として、一般病床50床以上の病院の新築工事の実設計業務の完工した実績を2件以上(うち1件は寒冷地(省エネ地域区分1~3)の病院)有すること。

※ 寒冷地とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の「地域の区分1～3」に記載されている地域をいう。

- ④ 意匠担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - i) 一級建築士の資格を有すること。
 - ii) 常勤の自社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - iii) 平成18年度以後、一般病床50床以上の病院設計業務の完了した実績を1件以上有すること。
 - iv) 業務に専任で配置できること。(基本設計に着手し、実施設計及び関連する諸手続が終了するまでの期間に限る。)
- ⑤ 構造担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - i) 構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ii) 常勤の自社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
- ⑥ 電気設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - i) 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は有資格であること。
 - ii) 常勤の自社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - iii) 平成18年度以後、一般病床50床以上の電気設備にかかる病院設計業務の完了した実績を1件以上有すること。
- ⑦ 機械設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - i) 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は有資格であること。
 - ii) 常勤の自社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - iii) 平成18年度以後、一般病床50床以上の機械設備にかかる病院設計業務の完了した実績を1件以上有すること。
- ⑧ その他
 - i) 設計管理技術者及び各担当主任技術者はそれぞれ1名とし、兼任しないこと。ただし、電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者については両方の必要資格を持つものであれば兼任することができる。
 - ii) 管理技術者とは、本事業に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。
 - iii) 担当主任技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を総括する役割を担う者とする。

(4) 工事監理業務にあたる者の参加資格要件

- ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成 18 年度以後、日本国内において、一般病床 50 床以上の病院の新築工事の工事監理業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
- ③ 管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - i) 一級建築士の資格を有すること。
 - ii) 常勤の自社社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
 - iii) 平成 18 年度以後、日本国内において、単独又は企業体の管理技術者及び担当技術者として、一般病床 50 床以上の病院の新築工事の工事監理業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
- ④ その他の担当技術者の配置について
 - i) 工事監理業務において、建築担当、電気設備担当、機械設備担当の技術者として、有資格者で病院工事監理の実績を持つ者を、それぞれ 1 名配置を求めることとする。ただし、電気設備担当と機械設備担当の技術者は兼任することができる。
 - ii) 管理技術者と建築担当技術者は兼任することができる。また、設計業務の各担当主任技術者と本業務の工事監理担当技術者は兼任することができる。
 - iii) 担当技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を総括する役割を担う者とする。

(5) 施工業務にあたる者の参加資格要件

- ① 特定建設業の許可(建築一式)を有すること。
- ② 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査(参加表明書の提出日において有効なもの(審査基準日から 1 年 7 ヶ月以内)に限る。)の建築一式の総合評定値が 1,400 点以上の者。
- ③ 平成 18 年度以後、日本国内において、建築一式工事で一般病床 50 床以上の病院の新築工事の元請として完成引渡しの実績を 2 件以上有すること(うち 1 件は寒冷地(省エネ地域区分 1~3)の病院)。
- ④ 以下に示す要件を全て満たす監理技術者を専任で配置すること。
 - i) 一級建築施工管理技士かつ一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
 - ii) 常勤の自社社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。

iii) 平成 18 年度以後、日本国内における一般病床 50 床以上の病院の新築工事において、監理技術者の立場で業務を完了した実績を 2 件以上有すること（うち 1 件は寒冷地（省エネ地域区分 1～3）の病院）。

⑤ その他の施工担当者の配置について

i) 施工業務において、建築施工担当、電気設備施工担当、機械設備施工担当の技術者として、有資格者で病院施工の実績を持つ者を、それぞれ 1 名配置を求めることとする。

ii) 監理技術者及び各担当技術者は、それぞれ 1 名とし、兼任しないこと。
ただし、監理技術者と建築施工担当者は兼任することができる。

(6) 統括責任者の資格要件

ア 以下に示す要件を全て満たす統括責任者を、専任で配置すること。

i) 一級建築施工管理技士及び一級建築士の資格を有すること。

イ 統括責任者と現場代理人の兼任は認める。

(7) 失格条件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 選定委員会の委員に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合
- ② 公告日から協定書の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合
- ③ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- ④ 応募資格がない者による場合
- ⑤ 参加表明書その一切の書類に虚偽の記載をした場合
- ⑥ 提案書類の記載事項が全部又は一部記載されて無い場合、記載すべき以外の内容が記載されている場合、条件に適合していない場合
- ⑦ 書類が不足している場合
- ⑧ 応募者が 2 つ以上の提案書を提出した場合
- ⑨ 応募者が他の応募者の代理をした場合
- ⑩ その他応募に関する条件に違反した場合

5. 最適提案者の決定等の手続き

(1) 公告から契約締結までのスケジュール

日程	内容
令和3年8月3日(火)	本プロポーザルの公告日
令和3年8月3日(火) ～ 令和3年8月16日(月)	実施要領等の配付
令和3年8月16日(月)	実施要領等に関する質問書の提出期限
令和3年8月20日(金)	実施要領等に関する質問への回答
令和3年8月23日(月) ～ 令和3年8月27日(金)	参加表明書の提出期間
令和3年9月1日(水) 予定	一次審査(資格審査)
令和3年9月3日(金)	参加資格確認結果、一次審査結果の通知
〃	技術提案書の提出要請、追加資料配布
令和3年9月9日(木) 予定	現場説明会
令和3年9月17日(金)	技術提案に関する質問書の提出期限
令和3年9月28日(火)	技術提案に関する質問への回答
令和3年10月18日(月) ～ 令和3年10月22日(金)	対話会申込書の受付期間
令和3年10月26日(火) 予定	対話の実施
令和3年12月20日(月)	技術提案書の提出期限
令和3年12月24日(金)	プレゼンテーションの開催通知
令和4年1月16日(日)	二次審査(提案審査) ※公開プレゼンテーション
〃	最適提案者決定、二次審査結果の通知
令和4年2月末	基本協定締結
令和4年2月末	基本設計・実施設計業務委託契約の締結
令和5年2月頃	工事請負契約(本体・外構・解体)の締結 工事監理業務委託契約の締結

(2) 決定の手続きと審査及び評価体制

① 最適提案者の決定について

本事業の受注者の候補者たる最適提案者及び次点提案者の選定は、設計能力や施工能力、地域貢献等に係る技術提案項目並びに提案価格について、「白老町立国民健康保険病院改築事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、総合的に審査した結果によるものとする。

最適提案者と次点提案者の選定にあたっては

- (ア) 参加資格の有無と取組姿勢や参加意欲等に鑑み判断する一次審査
- (イ) 一次審査通過者から提出された技術提案内容等についての二次審査の2段階とする。

② 委員会の構成

委員会は当該業務に関し専門性を有するもの8名以内の委員をもって構成する。また、発注支援者である機構の職員をオブザーバーとして参加させる。

③ 委員名の公表

委員名は、審査の公正を期するため、審査結果の公表時にあわせて公表する。

(3) 実施要領等の配布

① 配布資料

下記の実施要領等を、電子媒体（CD-R等）に格納して配布する。事務局に電話予約のうえ、資料を受領すること。

また、配布されたCD-Rは、情報漏洩がないよう適切に廃棄すること。

ア 公募型プロポーザル実施要領

イ 様式集（1次選定分）

ウ 白老町立国民健康保険病院改築基本計画及び一部改訂版

エ 参考資料（既存病院平面図、立面図、断面図、面積表、計画敷地図）

② 提供場所

白老町役場 政策推進課

③ 提供期間

公告日から令和3年8月16日（月）午後5時まで（土日祝日を除く）

(4) 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問がある場合は、質問書（別紙8）により提出すること。

① 提出期限 令和3年8月16日（月）午後5時まで

② 提出方法 事務局メールアドレス宛に送付すること

件名は、「【会社名】白老町立病院改築事業（質問書）」とすること。送信後、事務局に電話で受信の確認をすること。

③ 回答方法 令和3年8月20日（金）までに、質問者に対して書面で回答する。なお全社に共通の質問回答については、白老町ホームページに掲載する。

(5) 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出すること。なお、JVでの参加の場合、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うものとする。

① 提出書類

- | | |
|--------------------------------------|----|
| ア 参加表明書（要綱様式第1号） | 1部 |
| ※ 共同企業体にあたっては、共同企業体構成員名簿（別紙1）を提出すること | |
| イ 会社概要書（別紙2） | 1部 |
| ウ 参加資格確認書（別紙3～3の11） | 1部 |
| エ 類似業務実績調書（要綱様式第2号） | 1部 |
| ※ デザインビルド方式で受注している類似業務があれば記入すること | |
| オ 委任状（代理人を定める場合、別紙4） | 1部 |
| ※ 共同企業体にあたっては別紙4の2及び3 | |
| カ 保険料納付に係る申立書（別紙5） | 1部 |
| キ 取組姿勢表明書（別紙6） | 1部 |
| ※ 当事業に対する取組姿勢、提案の骨子、コストの考え方などを記入すること | |
| ク 誓約書（別紙7） | 1部 |
| ※ 共同企業体にあたっては別紙7の2及び3 | |
| ケ 質問書（別紙8） | 1部 |
| コ 参加資格に関する実績を確認できる資料 | 1部 |
| サ 法人の登記事項証明書（JV構成員を含む） | 1部 |
| シ ア～サまでの電子データ（CD-R） | 1部 |

② 受付期間

令和3年8月23日（月）～27日（金）までの午前9時～午後5時までの間

③ 提出場所 白老町役場 政策推進課

④ 提出方法 持参

(6) 参加資格確認（一次審査）結果の通知

① 参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、審査終了後に提案資格審査結果通知書（要綱様式第3号）により一斉に通知する。結果通知は9月3日（金）までに郵送で送付する。

一次審査を通過した者に対しては、技術提案書の提出を要請するとともに、技術提案書の作成に必要な要求水準書、追加様式・資料等を送付する。また、提案者番号を通知する。質疑、対話、技術提案書、公開プレゼンテーションには、この番号で表記して提出すること。

② 参加資格を満たさないことが確認された者に対する理由説明

参加資格を満たさないと通知を受けた者は、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（A4版任意様式）により、その理由について説明を求めることができる。

なお、受付場所は事務局で応募者が持参又は郵送することとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

本件に対する回答は、書面が到達した翌日から起算して10日以内に、書面をもって行うものとする。

（7）説明会と現地視察の実施

一次審査通過者に対して説明会と現場視察を実施する。詳細については、参加資格審査結果通知とともにお知らせする。

① 実施日 令和3年9月9日（木）予定

② 実施方法 現地視察を実施した後、説明会を実施する。

現地での参加人数は、設計1人、施工1人、他1名の3名以内とする。詳細は別途通知する。

（8）技術提案書に関する質問

技術提案書に関する質問がある場合は、質問書（別紙8）により提出すること

① 提出期限 令和3年9月17日（金）午後5時まで

② 提出方法 事務局メールアドレス宛に送付すること

件名は、「【会社名】白老町立病院改築事業（質問書）」とすること。送信後、事務局に電話で受信の確認をすること。

③ 回答方法 令和3年9月28日（火）までに、質問者に対して書面で回答する。
なお全社に共通の質問回答については、白老町ホームページに掲載する。

（9）提案内容項目についての対話申込書等の作成及び提出方法

本プロポーザルでは、プランニング等について提案者が発注者と討議ができる対話の場を設ける。提案者は下記にあげる提案確認資料を提出し、対話を行うこと。

- ・設計概要、平面計画について
- ・各室の仕上げ(表)、建具(表)、設備プロット(図)、設備諸元(表)について
- ・上記の内容が標準仕様等と違う場合の説明資料
- ・その他

① 対話申込に係る提案範囲

対話により変更を提案することができる範囲は本実施要領「3.(6) 対象業務」の範囲内に限るものとし、要求水準書の内容を著しく低下させる提案は認めない。

② 提出書類

- | | |
|--------------------------|----|
| ア 対話申込書（別紙9） | 1部 |
| イ 提案内容の対話による確認項目一覧（自由書式） | 1部 |
| ウ 提案確認資料（自由書式） | 1部 |
| エ ア～ウまでの電子データ（CD-R） | |

③ 受付期間

令和3年10月18日(月)～10月22日(金)までの午前9時から午後5時までの間。

④ 提出場所 白老町役場 政策推進課

⑤ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）

⑥ 対話の実施日等

- | | |
|-------|-----------------------|
| ア 実施日 | 令和3年10月26日（火）予定 |
| イ 会場等 | 会場、実施時間は別途通知する |
| ウ その他 | この対話は提出者と事務局及び機構とで行う。 |

(10) 技術提案書の作成及び提出方法

① 提出書類

- | | |
|-----------------------|-----|
| ア 技術提案提出書（要綱様式第5号） | 1部 |
| イ 提案価格見積書（別紙10～10の2） | 1部 |
| ウ 要求水準に関する確認書（別紙11） | 1部 |
| エ 諸室リストチェックシート（別紙12） | 1部 |
| オ 技術提案書（提案書様式一連） | 20部 |
| カ ア、ウ～エまでの電子データ（CD-R） | 1部 |
| キ イの電子データ（CD-R） | 1部 |

※ イとキは、同封し代表印による封印をして提出すること

② 提出期限

令和3年12月20日（月）までの午前9時から午後5時までの間。

③ 提出場所 白老町役場 政策推進課

④ 提出方法 持参

⑤ 作成の留意事項

- ア 技術提案書は要求水準書等に示す機能・性能を満たすことを基本として作成すること。また、コスト面を総合的に検討しながら作成すること。
- イ 技術提案書は、確実に実施できる内容とすること。契約後、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、違約金等を請求する場合がある。
- ウ 技術提案書に記載された配置予定技術者(統括管理者、工事監理の管理技術者、現場代理人、監理技術者)の変更は、病院本体の工事が竣工するまでは、原則として認めない。ただし、病休、死亡、事故、退職等の止むを得ない事情により変更が必要な場合、または解体工事・外構工事の際に変更する場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として、本町が認める者を配置すること。
- エ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、最適提案者として選定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために最適提案者と協議のうえ、公表する場合がある。
- オ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。
- カ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、その取扱いは白老町情報公開条例に基づくものとする。
- キ 都合により技術提案書の提出ができない場合は、辞退届(別紙13)を提出すること。
- ク 体裁及び書式
 - i) 用紙の余白は、左右、最低 20 mm以上を確保すること。ただし、ページ番号の位置は除く。
 - ii) 技術提案提出書は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出すること。
 - iii) 提案価格見積書及びその電子データを格納したCD-Rは、「白老町立病院改築事業 提案価格見積書在中」の表示と「提案者名」を記載した封筒に入れ、提案者名(JVの場合は代表構成員名)の代表印で封印すること。
 - iv) 匿名による評価を行うため、技術提案評価に係る提案書の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。また、提案書の表紙には、参加資格審査結果通知の際に通知した提案者番号を表記すること。

v) 技術提案評価に係る提案書は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは10.5ポイント以上（図表内の文字は除く）とすること。

vi) 技術提案評価に係る提案書は、次の提案項目に沿って記載すること。

A 業務全般

1. 技術提案書・提案図面 表紙
2. 取組体制とコストコントロールについて……取組体制とその特徴
発注側とのコミュニケーション手法
設計及び施工によるコストコントロールについて
設計変更時の施工協力とコストコントロールについて
設計工程・工事工程等のマゼン計画について
3. 建築計画について……地域性・将来性の認識と建築設計コンセプト
医療提供の機能と災害時の機能について
アメニティについて
病院建築の将来性について
4. 設備計画について……地域性・将来性の認識と設備コンセプト
設備の計画概要について
エネルギーコストの削減と省エネルギー計画について
日常運転、メンテナンス、リニューアルのしやすさについて
5. 病院の安全・安心について……構造設計コンセプトと概要について
津波対策、地震対策等について
寒冷地対策・雪対策等について
感染症・パンデミック対策、院内感染対策について
6. 地元貢献・その他提案について……町内企業への発注額
町民、周辺住民への配慮について
ピロティ部分の有効活用案について
その他病院のための提案

B 基本計画・図面・仕上げ表など

1. 計画概要
2. 設計条件
3. 配置計画
4. 平面計画
5. 立面計画
6. 断面計画
7. 各室計画
8. 各種検討
 - 1. エレベーター計画
 - 2. 仕上げ計画
 - 3. 外構計画
9. 構造計画概要
 - 1. 基本方針
 - 2. 設計上準拠する主な指針・規準等
 - 3. 構造概要
 - 4. 地盤概要・基礎構造計画
10. 電気設備計画概要
 - 1. 基本方針
 - 2. 電気設備概要

- 3. 非常用発電機計画
- 4. 保安照明点灯計画
- 5. 照明点滅制御計画
- 6. 屋外電気設備計画（融雪装置を含む）
- 7. 電話設備計画
- 8. ナースコール設備計画
- 9. その他電気設備の計画
- 10. 電気設備各室別諸元表
- 11. 単線結線図

11. 機械設備計画概要

- 1. 基本事項
- 2. 空気調和設備計画
- 3. 換気設備計画
- 4. 給排水衛生設備計画
- 5. 屋外給排水設備計画
- 6. 融雪設備計画
- 7. 消火設備計画
- 8. 医療ガス設備計画
- 9. 屋外設備配置図
- 10. その他機械設備計画
- 11. 機械設備各室諸元表

12. 法規チェック

- 1. 法規チェック表（建築基準法、消防法、その他主要法令）
- 2. 法規チェック図

13. 設計施工スケジュール表

（１１）町内企業への発注に関する提案

次のア～ウの合計額を町内企業活用額として提案すること。なお、検証方法と定期的な報告方法についても提案に含めること。

- ア 町内建設業者に対する発注額（外構、解体、設備等）
- イ 町内企業に対する資材発注額（町内企業に直接発注する建設資材のみ対象）
- ウ 町内の建設業者以外の業種への発注額（業務委託や物品購入等）

※ なお、町内企業のJVによる受注金額は、この発注額に含めないものとする。

（１２）技術提案評価（二次審査）の実施及び結果の通知

審査は選定委員会において行う。技術提案書提出者は、選定委員に技術提案書等の提案内容の理解を深めてもらうために公開プレゼンテーションを行い、その後、選定委員・オブザーバーからのヒアリングを受ける。

選定委員会は、技術提案書及び見積書に対し、最適提案者選定基準に基づいて二次審査を行い、評価点が最も高い者を最適提案者、２番目に高い者を次点提案者として特定する。

① 実施日及び会場

令和4年1月16日（日） 会場未定

※ 実施日及び会場については、令和3年12月下旬を目途に対象者に通知する。

② 参加人数

技術提案書提出者に所属する者で、5名以内とする。なお、配置予定技術者のうち、統括責任者、設計業務の管理技術者・担当主任技術者（意匠）、現場代理人（施工業務）の要職者は必ず参加するものとする。

③ 結果公表

即日公表（白老町ホームページ）

受託者特定結果通知書（要綱様式第6号）は、後日、技術提案書提出者に郵送する。

※ 最適提案者に選定された事業者は、速やかに見積明細書を提出すること

④ プレゼンテーションにおける留意事項

ア 設計及び施工のプレゼンテーションは、それぞれ当事業に主担当者として業務を継続的に担う者が、プレゼンターとして実施すること。

イ 提出された技術提案書をもとに実際に現場を担当する現場代理人（監理技術者）を中心に自社の病院建設に対する能力や実績・熱意等についてヒアリングを行い審査する。ヒアリングにより求める内容は技術提案書の説明及び審査員等からの質疑それに対する回答とする。

ウ プレゼンテーションでは、提出した技術提案書の拡大パネル（A1版）やパワーポイント等によるスライドを使用できるが、模型及び動画の使用は不可とする。なお、プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。

エ プロジェクター及びスクリーンは町側で用意するが、パソコンは提案者側で用意すること。

⑤ 最適提案者に選定されなかった者に対する理由の説明

最適提案者に選定されなかった者は、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（A4版任意様式）により、その理由について説明を求めることができる。なお、受付場所は事務局で応募者が持参又は郵送することとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

本件に対する回答は、書面が到達した翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

6. 契約等に関する事項

本事業は、最適提案者選定後、基本協定及び設計業務委託契約に基づき、設計業務を行った後に、発注者と価格の交渉を行い、成立した場合に工事請負契約を締結する。同時に工事監理業務を担う設計事務所と工事監理委託契約を締結する。

(1) 提案事業費

提案事業費に基づき本事業を実施することを原則とし、最適提案者の責による提案事業費の増額に係る交渉には応じない。

ただし、設計段階において発注者からの設計変更の求めに応じ、それに係る提案事業費の増額を発注者が認めた場合は、その限りではない。

(2) 基本協定の締結

発注者と最適提案者は、速やかに基本協定を締結する。

(3) 設計業務委託契約の締結

- ① 発注者と最適提案者は、基本協定の締結後、速やかに設計業務に関する見積もり合わせを行い、要求水準書等に基づく契約を締結する。
- ② 最適提案者は、見積もり合わせ時に設計業務の工程を提出し、着実に設計業務を実施する意思を示すこと。

(4) 価格等の交渉

- ① 工事の施工に向けた価格等の交渉については基本協定による。
- ② 価格等の交渉には、最適提案者が配置する統括責任者が出席すること。

(5) 工事請負契約の締結

- ① 価格等の交渉の成立後、発注者は白老町契約に関する規則により、最適提案者と見積もり合わせを行い、工事請負契約の相手方を決定する。
- ② 見積もり合わせの結果、契約に至らなかった場合は、最適提案者から辞退届を提出させ、次点提案者と同様の手続きを行い、以降、交渉が成立するまで次順位以降のものと同様の手続きを行う。

(6) 契約保証金の納付等

- ① 契約保証金を納付すること。有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、もしくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- ② 契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、白老町契約規則による。

(7) 技術提案の責任の所在

提出した技術提案に基づき、責任をもって確実に本事業を履行すること。

(8) 技術提案が達成されなかったときの取扱い

技術提案が達成されなかった時は、受注者の不可抗力により達成されない場合を除き、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
この場合の違約金は基本協定による。

(9) 契約書類等の作成

「設計業務委託契約書」、「工事監理業務委託契約書」、「工事請負契約書」を作成すること。

(10) 支払い条件

設計業務委託契約に係る費用は、基本設計業務委託、実施設計業務委託終了時にそれぞれ支払うものとする。
工事請負契約に係る費用（前払金及び部分払金を含む）は、受注者からの請求に基づき支払う。いずれも、詳細は各契約書による。

7. その他

(1) 費用負担等

- ① 参加表明書及び提案書の作成に係る費用は、全て応募者の負担とすること。
- ② 予算不成立の理由等により、最適提案者及び次点提案者に生じた損害に関して、一切損害賠償責任を負わないものとする。

(2) 提出された書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出書類の記載内容の変更は、審査が終了するまで認めない。

(3) 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約の相手方等について、町ホームページにおいて公表する。

(4) 無効・失格要件

- ① 参加資格確認書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格確認書又は技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載としたものに対して指名停止措置を行うことがある。
- ② 提出された参加資格確認書及び技術提案書等が次のいずれかに該当する場合は原則、その参加資格確認書及び技術提案書等を無効とする。
 - ア 参加資格確認書、技術提案書等の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 参加資格確認書、技術提案書等と無関係な書類である場合
 - ウ 実施要領等に指示された項目を満たしていない場合
 - エ その他、未提出又は不備がある場合

巻末添付 1 主要業務分担表

この表は、関連工事とのとりあい部分についてその施工区分を示すものである。
 施工区分欄に「別途」表記のあるものは今回の提案（工事費）に含めないものとする。

区分	種別	内容		施工区分		備考
				事業者	別途	
本体設計 施工	設計	調査	敷地測量	○		本敷地(国有地借地部分、隣接医師住宅を含む)、国有地(無番地(北側道路側))、医師住宅6棟(南側道路向い)
			ボーリング調査	○		建物配置の提案位置で、事業者が必要と思われる箇所と数
			土壌汚染調査		○	
		基本設計	○			
		実施設計	○		建築確認申請など各種申請業務を含む。但し、申請費は別途。	
		工事監理業務	○		新病院建設～解体、外構まで	
	建築工事	新病院建設	○			
		津波対策工事	○		最大浸水深想定4m未満の高さの津波を想定した、ピロティと2階への車路設置工事費。	
		地盤改良・凍結対策	○		最低限、敷地入口～病院アプローチ路・各玄関～院外薬局周辺等の液状化・凍結対策費用。さらなる工事範囲は提案による	
	設備工事	建築付帯設備工事	○		電気、衛生、空調、昇降機	
		電気ガス水道等引込工事	○		各種引込工事。但し、負担金は町の負担	
		医療用設備工事	○		ナースコール、医ガス配管。	
		情報通信系工事	○		電話工事一式、情報通信のネットワーク工事は配管のみ。	
		その他設備工事	○	○	別途規定	
移転	移転支援	引越支援		○	発注者の業務。但し、機器・家具等の搬入に対して、養生や仮設、工程計画立案など協力すること。	
		医療機器移設		○	CT、一般撮影装置の移転設置。	
外構 解体 工事	外構・解体 工事	外構工事	外構工事	○		現敷地+国有地(無番地)+医師住宅6棟敷地(南側道路向い)解体後の外構整備含む
			病院・住宅のアスベスト調査	○		解体前に内装・外壁などのアスベストを調査する。
		解体 工事	既存病院解体	○		地下の重油タンクを含む。なお、1階床・地下・基礎・杭は、ボーリング調査により液状化対策が必要な場合は、その対策として残置可能。それ以外は撤去して埋め戻し、外構整備まで実施。
			医師住宅10棟解体	○		
			病院・住宅アスベスト対策費		○	アスベストは未調査。アスベスト対策工事費は別途契約とする。
		想定外の地中埋設物		○	添付資料にない地中埋設物があった場合は、その撤去は別途契約とする。	
医療機器・家具什器の選定～購入・搬入				○		